## 第６号様式（第６条・第１５条・第２１条関係）

記号番号

　　　年　月　日

（開示請求者）　様

（市の機関の長）　　　印

保有個人情報（不開示・非訂正・非利用停止）決定通知書

　　　年　月　日付けで（開示・訂正・利用停止）請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（第８２条第２項・第９３条第２項・第１０１条第２項）の規定により、下記のとおり保有個人情報の全部の（開示・訂正・利用停止）をしないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| （開示・訂正・利用停止）請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| （開示・訂正・利用停止）をしないこととした理由 |  |
| 条例第４条の規定の該当の有無 | □有　　　年　月　日以後、開示しない部分を開示することができるようになります。当該部分の開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求をしてください。□無 |

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市の機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は（市の機関がした処分に係る武蔵村山市を被告とする訴訟について武蔵村山市を代表する者を記載すること。）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

部　　課　　係

　（担当者名）（内線：　　）

　電　話:

　ＦＡＸ:

　e-mail:

（日本産業規格Ａ列４番）